

意思能力 H15-01-1 <<#358>>

【問】 正誤をつけよ。

意思能力を欠いている者が土地を売却する意思表示を行った場合、その親族が当該意思表示を取り消せば、取消しの時点から将来に向かって無効となる。

【答え】 誤り

<<ポイント>> 意思能力

法律行為の当事者が意思表示をした時に**意思能力を有しなかったときは**、その法律行為は、**無効とする。**（民法3条の2）

（参考）意思能力とは、自己の行為の結果を弁識するに足るだけの精神能力をいう。**およそ**

7~10歳程度の者の精神能力があれば意思能力が認められると解されている。